

埼玉県総合土砂災害防止対策推進連絡会 設置要綱

(名称)

第1条 本連絡会は、「埼玉県総合土砂災害防止対策推進連絡会」(以下「連絡会」という)と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、平成29年7月九州北部豪雨や平成30年7月豪雨における甚大な土砂災害被害を踏まえ、関係機関がさらなる連携を図ることにより、避難すべき住民が確実に避難できる警戒避難体制を構築することを目的とする。

(連絡会の構成)

第3条 連絡会は、別表の機関により構成する。

2 連絡会の運営、召集及び進行は事務局が行う。

3 事務局は、必要に応じて会員を追加することができる。

(連絡会の実施事項)

第4条 連絡会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 毎年出水期前に連絡会を開催し、土砂災害警戒区域等の土砂災害リスク情報を共有するとともに、警戒避難体制の充実に資する情報を共有する。

二 合同訓練等を実施し、関係機関が連携した実効性のある警戒避難体制の構築を推進する。

三 その他、土砂災害防止対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第5条 連絡会は、原則として公開する。ただし、審議内容によっては、連絡会に諮り、非公開とすることができる。

(連絡会資料の公表)

第6条 連絡会に提出された資料については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、連絡会の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

第7条 連絡会の事務局は、埼玉県県土整備部河川砂防課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項については、連絡会で定めるものとする。

附則

この要綱は、令和元年5月16日から施行する。

別表

本協議会の構成機関は、以下のとおりである。

	機 関 名
国	気象庁 熊谷地方気象台
県	埼玉県 危機管理防災部 消防防災課 県土整備部 河川砂防課 さいたま県土整備事務所 朝霞県土整備事務所 北本県土整備事務所 川越県土整備事務所 飯能県土整備事務所 東松山県土整備事務所 秩父県土整備事務所 本庄県土整備事務所 熊谷県土整備事務所 越谷県土整備事務所
市町村	さいたま市 総務局 危機管理部 防災課 川越市 防災危機管理室 熊谷市 市長公室 危機管理室 川口市 危機管理部 防災課 秩父市 総務部 危機管理課 所沢市 総務部 危機管理課 飯能市 危機管理室 本庄市 市民生活部 危機管理課 東松山市 秘書室 危機管理課 春日部市 市長公室 防災対策課 狭山市 市民部 危機管理課 鴻巣市 企画部 危機管理課 深谷市 総務部 総務防災課 上尾市 総務部 危機管理防災課 入間市 危機管理課 朝霞市 危機管理室 志木市 総務部 防災危機管理課 和光市 危機管理室 新座市 総務部 危機管理課 桶川市 市民生活部 安心安全課

市町村	北本市 市民経済部 くらし安全課 富士見市 総務部 安心安全課 坂戸市 総務部 防災安全課 日高市 総務部 危機管理防災課 ふじみ野市 総務部 危機管理防災課 三芳町 自治安心課 毛呂山町 総務課 越生町 総務課 滑川町 総務政策課 嵐山町 地域支援課 小川町 防災地域支援課 吉見町 総務課 鳩山町 総務課 ときがわ町 総務課 横瀬町 総務課 皆野町 総務課 長瀬町 総務課 小鹿野町 総務課 東秩父村 総務課 美里町 総務納税課 神川町 防災環境課 寄居町 自治防災課 松伏町 総務課
-----	--